平成２０年５月９日

各　　位

会 社 名　　株式会社ワコールホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　　塚本　能交
（コード番号　3591　　東証・大証第１部）
問合せ先　　経営企画部長　　若林　正哉
（TEL.075-682-1010）

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定について

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定についての議案を、平成20年6月27日開催予定の当社第60期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

（提案の理由）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

会社法（平成17年法律第86号）上、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当することから、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社規模、及び当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社は社外取締役を、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図るというコーポレート・ガバナンスの一環として設置したことから、かかるストックオプションとしての新株予約権は社外取締役に対しては付与されません。

（議案の内容）

1. 当社の取締役の報酬額は平成17年6月29日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億5,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の金銭報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額7千万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。

⑴ 新株予約権の総数及び目的である株式の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日（以下、かかる各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の期間を「割当年度」という。）に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限（以下、「上限株式数」という。）は、当社普通株式70,000株とする。

なお、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合を行う日以降における上限株式数については、以下の算式によりその調整を行う。

調整後上限株式数 ＝ 調整前上限株式数 × 株式分割・併合の比率

割当年度に発行する新株予約権の総数の上限（以下、「上限割当数」という。）は、当該新株予約権発行時点の上限株式数を発行時点の当社単元株式数で除した数とする（決議日後、上記上限株式数につき株式分割及び株式併合による調整がなく、当社の単元株式数が現在の1,000株のままである場合、上限割当数は70個）。

ただし、割当年度の途中に当社単元株式数の変更がなされた場合において、当該割当年度に既に発行した新株予約権がある場合は、当該割当年度については、(i)当該単元株式数の変更の直前における上限株式数より当該割当年度において既に発行された新株予約権の目的である株式の総数を控除した株式数を、新たな単元株式数で除して算出された数に、(ii)当該割当年度において既に発行された新株予約権の総数を加えた数を、変更後の上限割当数とする。

⑵ 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権発行時点の単元株式数とする。

なお、新株予約権発行の日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、発行日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

⑶ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑷ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日より20年以内で当社取締役会が定める期間とする。

⑸ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑹ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑷の期間内において、**原則として、**当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権

を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する株主総会又は取締役会において定める。

3. 現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）でありますが、第60期定時株主総会における取締役選任に関する議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役は3名）となります。

(ご参考)

本議案による当社取締役に対するストックオプション制度の導入に併せ、当社子会社である株式会社ワコールの取締役に対しても上記ストックオプションと同内容の当社の新株予約権（ストックオプション）を当社第60期定時株主総会終結の日から1年以内に当社取締役会の決議により発行する予定であります。かかる新株予約権の上限株式数は当社普通株式30,000株、上限割当数は30個の予定であります。

以上